

公務・関連職場で働くみなさん

# 労働組合に入って働きやすい職場つくろう

泣き寝入りしないで  
労働組合に相談を!

公務職場では、非常勤職員、相談員、賃金職員、委託・派遣労働者などの非正規が増えています。年度末での、非常勤職員の一方向的な雇い止めや委託解除などが懸念されます。雇用と権利を守ることは労働組合の役割です。

## ■行政サービス向上のためにも雇用拡大を

公務員バッシングや、「地方分権」とは無縁の公務員削減、公共サービス切捨て攻撃が強まっています。定員の純減、メンタル不全で休職する職員の増大など、現場には矛盾が噴出しています。行政サービス向上のためにも増員が急務です。非正規労働者の雇用確保と労働条件改善のとりくみを一緒にすすめましょう。また労働時間短縮の成果を、行政関連労働者にも広げていきます。

労働相談 1人で悩まず、まずは相談

03-3502-6365

2月16日～27日(土日除く)  
毎日、午前9時30分から午後8時まで受付

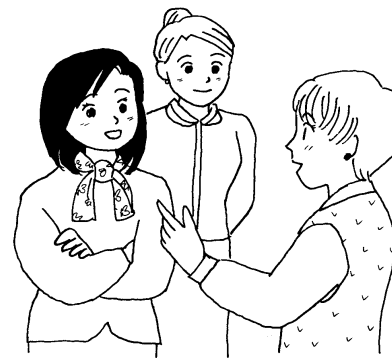
公務職場の職員の皆さん。非常勤の皆さん。  
職場でのいろんな悩み・相談を電話で寄せてください。メールも可。

soudan@kokko.or.jp

### 私の悩み(例)

- 上司のいじめを何とかしてほしい
- 突然、3月末で雇用の打ち切りを言われた
- 病気休職が長期化し免職が心配
- 契約以外の仕事を押し付けられる

## 非常勤職員の 給与決定の指針(要約)



- ① 非常勤職員の給与額は、類似する職務の常勤職員の職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として決めて支給すること
- ② 通勤手当を支給すること
- ③ 相当長期にわたり勤務する非常勤職員には期末手当を支給するよう努めること
- ④ 各庁の長は規定を整備すること

(08年8月26日 人事院事務総長通知)

## 「非常勤職員の給与決定の指針」活用を

公務で働く非正規労働者は、劣悪な労働条件と無権利状態におかれています。私たちの運動で勝ち取った「非常勤職員の給与決定に関する指針」も活用し、賃金底上げ、休暇など均等待遇の実現をめざし、公務に働くすべての非正規労働者とともにたたかいをすすめます。